

令和6年度

横浜市指定管理者第三者評価機関の認定申請 及び 評価員等養成研修のご案内

はじめに

横浜市では、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」において、「計画・実行・評価・改善」というPDCAサイクルを確立して「施設運営の持続的・継続的な改善」を図っています。

第三者評価制度は、このうちの「評価」の一翼を担うものとして、評価員は市や指定管理者とは異なる、第三者からの客観的・多角的な視点から評価を行うことにより、指定管理者に「気づき」の機会を与えることで、指定管理者自らが業務改善を行い、その結果、市民サービス・利用者サービスの向上につながることを目的として、横浜市独自の取組として実施しています。

当研修を受講される皆様におかれましては、以上のような制度の趣旨や目的をご理解の上、研修に臨んでいただくとともに、新たに評価機関として認定を希望される団体や、既に横浜市から認定を受けている評価機関の方々におかれましても、評価機関として認定される意義について改めてご理解の上、新規・更新の申請をしていただきますようお願いいたします。

<今回の更新対象について>

令和4年4月1日に認定されている「評価機関」並びに「評価員及び評価補助員（以下「評価員等」とします。）」

※更新手続を行わない場合、令和7年3月31日付で認定資格が失効しますのでご注意ください。

〇スケジュール

事 項	時 期
申請書類の受付 (評価機関・評価員等共通)	令和6年12月9日(月)まで
各団体あて受講通知等の発送 (対象：評価員等)	令和6年12月23日(月)頃
評価員等養成研修(動画配信) 【講義】 (対象：評価員等)	横浜市の指定する日から2月5日(水)まで。 ※研修動画を配信する予定です。期間中に受講してください。
評価員等養成研修(会場実施) 【実地研修及び効果測定】 (対象：評価員等)	令和7年2月6日(木)又は2月7日(金) ※指定管理施設を使用して実地研修を行います。その後、評価員認定のための効果測定を行います。(評価補助員は実地研修のみ受講してください。)
結果の通知 (評価機関・評価員等共通)	令和7年3月下旬予定
評価機関及び評価員等の認定予定日 (評価機関・評価員等共通)	令和7年4月1日 【認定期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日(3年間)】

Ⅰ 横浜市指定管理者第三者評価機関の認定申請（新規・更新）

(1) 評価機関の認定基準

次の認定基準に基づき審査を行い、全てを満たしている団体を評価機関として認定します。更新を希望する評価機関についても、同様の審査を行います。

横浜市指定管理者第三者評価機関 認定基準

- 1 法人格を有している団体又は有限責任事業組合であること。
- 2 横浜市指定管理者第三者評価員として登録している評価員が2人以上所属していること。
- 3 横浜市の指定管理者として指定を受けていないこと。
- 4 安定的な事業運営が行えること。
- 5 最近1年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
- 6 労働保険（労災・雇用）、健康保険及び厚生年金保険への加入義務がある機関については、その義務を果たしていること。
- 7 守秘義務規程及び個人情報保護規程を整備していること。
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- 9 「横浜市指定管理者第三者評価実施に係る承諾書」^{※1}を提出すること。

※1 第三者性の確保、横浜市の評価手法・基準による評価実施、報告・公表、評価員研修の受講などの遵守事項についての承諾書

(2) 認定申請の手続き

ア 申請書類

申請にあたっては、次のとおり書類を提出してください。

(ア) 横浜市指定管理者第三者評価機関認定申請書（新規・更新） 1部

横浜市ホームページ(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/daisanshahyoka.html>)から様式をダウンロードしてください。

(イ) 添付書類 各1部

- ① 法人の定款、寄附行為、その他これらに類する書類
- ② 法人等の登記事項証明書又は登記簿謄本
- ③ 法人の財産目録又は資産目録
- ④ 事業計画及び事業報告等、事業の概要がわかる書類（パンフレット等）
- ⑤ 予算及び決算関係書類（有価証券報告書、会社法計算書類、直近2年分の税務申告書類一式等）
- ⑥ 税務署発行の納税証明書「その3の3」
- ⑦ 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式1別紙1）
- ⑧ 評価機関の組織がわかる書類（組織図、役員・職員名簿等。法人の一事業部門として指定を受ける場合は当該法人の役職員名簿含む）
- ⑨ 労働保険（労災・雇用）、健康保険及び厚生年金保険へ加入していることが分かる書類（組合発行の保険料領収書の写し（直近の1回分）等）※加入義務がある団体のみ
- ⑩ 守秘義務規程及び個人情報保護規程
- ⑪ 役員等氏名一覧表（様式1別紙2）
- ⑫ 評価員等名簿（様式1別紙3）
- ⑬ 横浜市指定管理者第三者評価実施に係る承諾書（様式1別紙4）

イ 申請書類の受付

新規認定及び更新を希望される団体は、郵送（簡易書留等の送付の記録が残る方法）又は直接持参にて申請してください。なお、直接持参いただく場合は事前にご連絡いただき、日程調整のうえ来庁ください。

【郵送先】

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市政策経営局共創推進課 指定管理者制度担当 あて

（朱書きにて「指定管理者第三者評価機関等 認定申請書類」と明記してください）

ウ 審査方法

横浜市指定管理者第三者評価認定基準に従い、横浜市が評価機関として認定します。

※必要に応じて外部の専門家に財務状況の審査を依頼する場合があります

※申請内容に疑義等が生じた場合は別途ご連絡させていただく場合があります

エ 認定の通知及び公表

審査の結果は、応募した団体全てに郵送で通知します（令和7年3月下旬を予定）。

なお、認定された団体は本市認定の評価機関として横浜市ホームページに掲載します。

オ 認定の期間

評価機関の認定有効期間は、認定年度から3年が経過した年度の3月末日までとします。

（令和7年4月1日～令和10年3月31日）

カ 留意事項

（ア）申請団体の失格

申請団体が次の事項に該当した場合には、失格となる場合があります。

- ・申請案内における手続を遵守しない場合
- ・申請書類に虚偽の記載をした場合
- ・その他、評価機関として相応しくないと認められる場合

（イ）申請書類の取扱い

申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

（ウ）費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請団体の負担とします。

2 横浜市指定管理者第三者評価員等養成研修（新規・更新）

(1) 趣旨

横浜市において指定管理者の第三者評価を実施する評価員及び評価補助員としての知識や姿勢を身につけ、横浜市の評価項目・評価基準を正確に把握するとともに、評価に必要な技術を修得するために、評価員等養成研修を実施します。

(2) 受講資格

本研修を受講できる方は、次のとおりです。

ア 評価員養成研修

(ア) 新規の場合

横浜市が認定する評価機関又は今回横浜市に新規認定を申請している団体（以下「評価機関等」という。）に所属し、次の資格要件のいずれか一つを満たしている方

横浜市指定管理者第三者評価員資格要件の事例

※不明な場合は、事前に政策経営局共創推進課へお問い合わせください。

1 調査関係機関等で調査関係業務や経営相談を2年以上経験している者

- ・調査会社やコンサルティング会社の従業員として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック、公表等までの一連の調査業務に2年以上従事している者
- ・NPOや任意団体の職員として、調査項目の作成、調査の実施、集計・分析、顧客へのフィードバック、公表等までの一連の調査業務に2年以上従事している者
- ・顧客の経営相談業務を主たる業務とする事務所・会社等の従業員として、顧客の経営相談業務に2年以上従事している者

2 経営・公共政策分野等の学識経験者で3年以上教育と研究に専念している者

- ・経営・公共政策分野等において、大学・短期大学・専門学校その他の教育機関の教授、准教授、講師、助手その他の職員として、3年以上教育と研究に専念している者

3 公共施設の第三者評価等の実績を有している者

- ・福祉サービスの第三者評価、地域密着型サービスの評価、介護サービス情報の公表等において、調査員としての実績を有している者
- ・福祉サービスの第三者評価、地域密着型サービスの評価、介護サービス情報の公表等において、調査員養成講習を受講し、研修修了証を有し、調査員として登録している者
- ・本市の指定管理者第三者評価員の評価補助員として、2年以上経験を有する者

4 組織運営管理等業務を3年以上経験している者

- ・常勤職員が20人以上の法人組織において、役員として、法人の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者
- ・20人以上で構成される法人組織内の部署の事務を監督し、又は管理することを職務とする職にあり、当該部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者

(イ) 更新の場合

既に評価員としての資格を有している者

【注意事項】次に該当する方は「新規」の取扱いとなります。

- ・過去評価員として認定を受けていて、現在認定の有効期限が切れている方
- ・現在評価補助員であり、今後は評価員としての登録を希望される方

イ 評価補助員養成研修

取扱いは「ア 評価員養成研修」に準じます。

登録にあたっては、資格要件はありませんが、評価員と異なり登録後の活動には制限がありますので、ご注意ください。

評価補助員養成研修の受講者は「効果測定」を受験する必要はありません。

(3) 研修概要（下記①、②の両方を受講する必要があります。）

	①講義（動画配信）	②実地研修及び効果測定
対 象	・新規及び更新 ・評価員及び評価補助員	・新規及び更新 ・ <u>評価補助員</u> は実地研修のみ
日 時	横浜市の指定する日から 2月5日（水）まで	令和7年2月6日（木）又は2月7日（金） 評価員：13時30分～17時（予定） 評価補助員：13時30～15時30分（予定）
会 場	受講者の自宅等任意の場所	横浜市大岡地区センター 大会議室
備 考	受講に係る通信料等は受講者負担とします。	受講日は受講者の希望を参考に、市から指定します。

(4) 受講申請の手続き

ア 申請書類

申請にあたっては、次のとおり書類を提出してください。

- (ア) 横浜市指定管理者第三者評価員等養成研修受講申請書

横浜市ホームページ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/syousai/daisanshahyoka.html>) から様式をダウンロードしてください。

- (イ) 添付書類

評価員の登録を**新規に申請**する場合のみ、資格要件を満たすことを証明する書類（在職証明、雇用証明など。資格要件の4に該当する場合は役職、職員数等がわかるもの）

※提出書類の確認後、あらためて書類の追加提出をお願いする場合があります。

※収集した個人情報は、本研修及び評価員等の登録以外の目的に使用しません。

※評価員証等の様式が変更となったため、証明写真の提出は不要です。

- (ウ) 意向調書

実地研修及び効果測定受講日について、候補日の中から参加希望日（又は参加できない日）を選択し意向調書を提出してください。意向調書は団体で各評価員等の情報を取りまとめてください。受講者の希望を参考に市が受講日を指定しますが、全体の参加人数の都合により、第二希望日になる場合があります。

イ 申請書類の受付

新規認定及び更新を希望される方は、団体（評価機関）ごとに取りまとめのうえ、郵送（簡易書留等送付の記録が残る方法）又は直接持参にて申請ください。

なお、直接ご持参をいただく場合は事前にご連絡いただき、日程調整のうえ来庁ください。

【郵送先】

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市政策経営局共創推進課 指定管理者制度担当 あて

（朱書きにて「指定管理者第三者評価員等養成研修 申請書類」と明記してください。）

提出書類の内容等を確認のうえ、後日、各団体（評価機関）宛てに、受講通知、受講案内、受講料納入通知書を簡易書留にて送付します。

ウ 受講料について

- 評価員養成研修：1人あたり2,000円
- 評価補助員養成研修：1人あたり1,000円

【受講料支払いにあたっての注意（必ずお読みください）】

- ① 受講料の支払いは団体（評価機関）ごとに取りまとめ、申込者に応じた合算額をお支払いいただきます。
(例：評価員養成研修の受講希望者が2名、補助員養成研修の受講希望者が1名の場合、2,000円×2名+1,000円×1名の合算額5,000円を団体（評価機関）で取りまとめてお支払いください。)
- ② お支払いにあたっては、上記イの申請後に各団体（評価機関）あてに横浜市から送付する「受講料納入通知書」により、指定の期日までにお支払いください。（指定の用紙以外の支払いは不可）
- ③ お支払いは納入通知書裏面に記載の本市指定金融機関のみで可能です。
- ④ 一度発行した「受講料納入通知書」は一切変更できません（手書き等の修正は無効）。
- ⑤ お支払い後は、理由のいかんを問わず、受講料の返金（全額又は一部に関わらず）は一切いたしかねますので予めご了承ください。

エ 評価員等の登録

(ア) 評価員の登録

評価員養成研修の必要課程を全て修了した方のうちから効果測定の結果を踏まえ、横浜市が合否を決定し、合格者を評価員として登録します。結果通知及び評価員証については、所属する評価機関宛に郵送します。（横浜市からの発送時期：令和7年3月下旬予定）

(イ) 評価補助員の登録

評価補助員養成研修の必要課程を修了した方は、評価補助員として登録します。また、評価員養成研修の必要課程を修了した方のうち、効果測定の結果不合格となった方についても、評価補助員として登録します。結果通知及び評価補助員証については、所属する評価機関宛に郵送します。（令和7年3月下旬予定）

<お問合せ> 横浜市政策経営局共創推進課 指定管理者制度担当

住所：横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎9階 政策経営局共創推進室

電話：045-671-3320 FAX：045-664-3501 Eメール：ss-shitei@city.yokohama.lg.jp

<参考> 研修会場の案内

○研修会場

横浜市大岡地区センター（大岡健康プラザ内）

（施設 URL: <https://minami-rsk.sakura.ne.jp/ooka/>）

○所在地

横浜市南区大岡 1-14-1

○交通手段

地下鉄：『弘明寺』徒歩 3 分

神奈中バス：60、港 61、船 20 系統 『弘明寺』徒歩 3 分

市営バス：2、9 系統 『弘明寺』徒歩 3 分

※駐車場に限りがあるため、研修参加者は公共交通機関をご利用ください。



「よこはまっぷ」©株式会社パスコ ©ジオテクノロジーズ株式会社